

ID: 374

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の後納承認		
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろ一な」条例 第18条第2項において読み替える場合の第12条第2項ただし書		
例規番号	平成24年条例第35号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等)</p> <p>第12条 利用料金及び冷暖房料は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び冷暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金及び冷暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 よろ一なの備付物件の利用料金は、規則で定めるものとする。</p> <p>4 市長は、利用料金及び冷暖房料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び駅前交流プラザ「よろ一な」条例施行規則第7条の規定による。 (利用料金等の後納)</p> <p>第7条 条例第12条第2項ただし書の規定により利用料金及び冷暖房料を後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 利用の許可を受けた時間区分を超えて利用した場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な事由があると認めた場合</p> <p>2 利用料金及び冷暖房料を後納する場合は、駅前交流プラザ「よろ一な」利用料金等後納申請書(別記様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日